

若者の就農意欲喚起PR動画等作成事業業務委託  
企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

本県は、変化に富んだ地形や温暖な気候、大消費地に隣接する立地条件など、農業ビジネスの展開に恵まれた環境を有し、日本の農業を先導する青年農業経営者も輩出しています。

一方、農業就業人口に占める65歳以上の割合は75%と高く、高齢化の進行が深刻な状況となっています。また、青年新規就農者のうち県内出身の新規学卒者の占める割合は9%（13人）と低い水準にあり、本県農業を次世代に円滑に継承していくため、県内の高校生等へのアプローチを強化することが喫緊の課題となっています。

こうした状況から、県内の高校生に、農業の魅力とやりがいを伝え、就農意欲を喚起するため、最先端の農業で成功している若手農業経営者の活躍事例や就農支援策等を紹介するPR動画及びガイドブックを作成します。

なお、作成したPR動画及びガイドブックは、県内農業高校で開催する出前授業で活用するとともに、県公式HP等で公開します。

2 業務の内容

(1) 委託事業名

若者の就農意欲喚起PR動画等作成事業業務委託

(2) 委託期間

契約の日から令和4年3月18日（金）まで

(3) 業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

3,965,500円 以内（消費税及び地方消費税を含みます。）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、「若者の就農意欲喚起PR動画等作成事業業務企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり

### (1) 企画性

若者の就農意欲を喚起する独自のアイデアが盛り込まれ、農業の魅力及びやりがいが伝わる魅力的なPR動画等を制作できる提案となっているか。

### (2) 的確性

事業の目的を理解し、仕様書に定める要件を全て満たした上で、目的を達成する具体的な手法や内容が提案されているか。

### (3) 専門性

若者をターゲットとするPR動画や紙媒体の作成実績と専門技術を有するか。

### (4) 経済性

費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか。また、見積額及び積算内訳は適切か。

### (5) 業務推進体制

委託業務を行う上で適切な実施体制、スケジュールが提案されているか。

## 6 プレゼンテーションの実施

提案者から提出される企画提案資料による審査と併せ、以下のとおり提案者のプレゼンテーションによる審査を実施し、最優秀受託候補者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションをオンラインで実施するものとします。

### (1) 実施方法

オンライン

### (2) 内容

提案者による説明15分以内、選定委員会の質疑10分とする。

### (3) 日時・場所

令和3年8月17日（火）13時30分～

### (4) その他

プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書、見積書によるものとする。

## 7 提出を求める企画提案資料等の内容

### (1) 企画提案書

以下の ~ およびその他必要があれば添付資料を、各 8 部( 正本 1 部、副本 7 部 ) 提出してください。 を除いて提出書類の書式は任意とします。

企画提案書( 以下の内容を含め、できるだけ詳しく記載すること。)

#### (ア) 動画の作成

- ・取材及び撮影の方法( 使用する機材を含む )
- ・編集者やカメラマンなど、制作に携わる者の氏名及び実績
- ・作成する動画の企画内容  
( テーマや編集方針等を 農業の魅力発信動画、 新規就農応援動画 に分けて記載すること。 )
- ・若者の就農意欲を喚起するポイント
- ・再生回数を増加させるためのアイデア
- ・類似業務の実績

#### (イ) ガイドブック更新

- ・編集にあたっての考え方  
( 新たに追加する企画やデザイン・レイアウトの変更などについて提案 があれば記載すること。 )
- ・編集者やカメラマンなど制作に携わる者の氏名及び実績
- ・類似業務の実績

#### (ウ) その他

- ・本事業の目的を達成するため、上記の提案事項以外に効果的な方策等が考えられる場合は記載すること。

### 過去に提案者が制作した動画のデータ

過去に提案者が制作した動画のデータを、記録媒体に保存し提出すること。( 記録媒体に係る費用は、提案者が負担すること。 )

なお、過去に提案者が制作した動画を視聴できるウェブサイトがあれば、その URL 又は QR コードを の企画提案書に記載することをもって代替しても構わない。

### 業務執行体制

### 業務執行スケジュール

### 見積書

なお、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額( 免税業者にあつては、契約希望額に 110 分の 100 を掛けた額 ) としてください。( 契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。 )

### 企画提案コンペ参加資格確認申請書( 第 1 号様式 )

## 8 提出方法

### (1) 提出期限等

企画提案書等は、持参又は郵送で提出すること。(電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。)

- ・提出期限：令和3年8月10日(火)17時必着とする。
- ・郵送の場合は、電話にて提出先に到達を確認すること。

### (2) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地  
三重県農林水産部担い手支援課担い手育成班(県庁6階)  
電話 059-224-2354

## 9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

### (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)

(有料) (所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し

### (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し

### (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

### (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」

### (5) 提出期限及び提出先

最優秀受託候補者のみ別途お知らせします。

## 10 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書を提出して行ってください。

電話でのご質問には、回答できませんのでご注意ください。

### (1) 提出方法

ファクシミリ(059-223-1120)またはEメール([ninaite@pref.mie.lg.jp](mailto:ninaite@pref.mie.lg.jp))で受け付けます。

### (2) 提出期限

令和3年8月2日(月)17時まで

### (3) 回答

令和3年8月4日(水)17時までに、三重県ホームページに回答を掲載します。

## 1 1 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)
- (4) 契約は、三重県農林水産部担い手支援課において行います。

## 1 2 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 1 3 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

## 1 4 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 1 5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下、「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 1.6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 1.7 その他

(1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。

(2) 提出のあった各提案書については返還しません。

(3) 契約に係る委託料の支払い等は、三重県会計規則の規定に従います。

(4) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

(5) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。

(6) 委託料の支払いについては、原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとします。

(7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

## 1.8 連絡先及び担当者

三重県農林水産部担い手支援課

担当 北村

電話 059-224-2354

FAX 059-223-1120

E-mail ninait@pref.mie.lg.jp